

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年12月26日付け「保医発第1226001号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、下記の項目につき検体検査実施料が平成18年1月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考	注
D007 血液化学検査						
	ペントシジン	ELISA法	130	生 155	検討中	*1
D015 血漿蛋白免疫学的検査						
	結核菌特異蛋白刺激性遊離 インターフェロン- 測定	EIA法	410	免疫 144	検討中	*2

【注】

- *1: ア ペントシジンは、区分「D007」血液化学検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査()判断料を算定する。
 ただし、検査料については、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「10」に準じて算定できる。
 イ ペントシジンは、区分「D007」血液化学検査の「1」の尿素窒素(BUN)又はクレアチニンにより腎機能低下(糖尿病性腎症によるものを除く。)が疑われた場合に、3月に1回に限り算定できる。
 ただし、区分「D286」肝及び腎のクリアランステスト(尿素又はクレアチニンを用いたクリアランステストに限る。)又はシスタチンC精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- *2: ア 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン- 測定は、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。
 ただし、検査料については、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」に準じて算定できる。
 イ 結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン- 測定は、診察又は画像診断等により結核感染が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。
 ただし、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」の結核菌核酸同定精密検査又は「6」の結核菌群核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

